

令和6年度鳥取県森林審議会出席者名簿

(鳥取県森林審議会委員)

委員名	所属等	備考
内田 恵子	一般社団法人鳥取県建築士会 一級建築士 シンワ技研コンサルタント(株) 倉吉支社	
岡田 静佳	森林セラピーガイド	
尾崎 史明	鳥取県山林樹苗協同組合 専務理事	会長代行
小畑 明日香	ASNARO 代表取締役	
木山 美佐枝	木育サポート森のきこりん 会員	
久代 善平	(株)久代林業 代表	
駒井 重忠	菜の花総合法律事務所 弁護士	
坂本 晴信	(株)サカモト 代表	
高倉 美香	鳥取県生活協同組合東部地域組合 副理事長	
武田 朋世	(株)サングリーン智頭 部長	欠席
田村 満男	(公財)鳥取県天神川流域下水道公社 理事長	
中西 康夫	中部林産(株) 代表取締役	
根本 昌彦	公立鳥取環境大学環境学部 副学長	会長
藤山 倫史	藤山税理士事務所 税理士	
森下 真一	鳥取県山林樹苗協同組合 代表理事	
計15名	出席14名	欠席1名

※敬称略、五十音順

(事務局)

氏名	所属	役職
濱江 謙二	農林水産部森林・林業振興局	局長
近藤 一彦	農林水産部森林・林業振興局林政企画課	課長
田村 裕之		参事
山口 要		課長補佐
長谷川 聡		課長補佐
菅原 龍生		農林技師

鳥取県森林審議会運営要領

(目的)

第1条 鳥取県森林審議会（以下「審議会」という。）の運営については、森林法（昭和26年法律第249号）及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）に定めるところに基づくほか、この要領に定めるところによる。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(会議)

第3条 審議会の総会（以下「会議」という。）は会長が召集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、審議会の部会についても準用する。この場合において第1項中の「会長」は「部会長」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 会議については、公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議に諮り、当該会議を公開しないことができるものとする。

(1) 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に掲げる情報が含まれる事項について、審議、審査、調査等を行う場合。

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずると認められる場合。

2 会議の非公開の決定、会議の公開の方法等、会議開催の周知、会議録及び会議資料の公開の方法については、「審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針」（平成12年鳥取県告示第218号）に基づき、行うものとする。

3 前2項の規定は、審議会の部会についても準用する。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、農林水産部において行う。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関して、必要な事項は審議会が定める。

附 則

この要領は、平成12年11月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。